常勤理事の退職手当金に関する規程

公益社団法人発明協会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人発明協会「常勤理事の報酬等に関する規程」第6 条(退職手当金)の規定に基づき、常勤理事の退職手当金に関し必要な事項を 定めることを目的とする。

(退職手当金の額)

- 第2条 常勤理事の退職手当金の算定は、次のとおりとする。
 - (1) 退任時の報酬の月額に百分の **25** を乗じ、それに在職した月数を乗じた額と する。
 - (2) 前号に規定する報酬の月額は、退任日の属する事業年度における年額報酬を 12 で除したものとする。

(退職金の支給制限)

第3条 定款第24条(役員の解任)の規定により解任された時は、退職手当金は支給しない。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補 則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定めることができる。

附則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める 公益認定を受けた日から施行する。